

令和 7 年第 1 回衣浦東部広域連合議会定例会

議 案 説 明 書

(令和 7 年 2 月 2 0 日提出分)

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 1 号	衣浦東部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第 2 号	衣浦東部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第 3 号	衣浦東部広域連合第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 1
議案第 4 号	衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 5
議案第 5 号	衣浦東部広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4 7
議案第 6 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	5 1
議員提出議案 第 1 号	衣浦東部広域連合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	5 9

議案第 1 号

衣浦東部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に鑑み、改正を行う必要があるため。

2 改正の概要

- (1) 子を養育する職員が子を養育するために請求した場合に、任命権者が時間外勤務をさせてはならない職員の範囲を、3歳未満の子を養育する職員から小学校就学前の子を養育する職員へ拡大するもの
- (2) 仕事と介護の両立しやすい勤務環境を整備するための任命権者が講ずべき措置等を定めるもの

3 施行期日

令和7年4月1日

新旧対照表

○衣浦東部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 1 5 年 4 月 1 日衣浦東部広域連合条例第 1 1 号）

新	旧
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第 9 条 (略) 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合においては、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第 8 条第 2 項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 (略) 4 前 3 項の規定は、第 1 6 条第 1 項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第 1 6 条第 1 項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。）	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第 9 条 (略) 2 任命権者は、<u>3 歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合においては、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第 8 条第 2 項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 (略) 4 前 3 項の規定は、第 1 6 条第 1 項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第 1 6 条第 1 項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。）

新	旧
における」と、第2項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。	における」と、第2項中「<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。
5 (略)	5 (略)
(介護休暇)	(介護休暇)
第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第17条の2第1項において「<u>配偶者等</u>」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものという。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「<u>指定期間</u>」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものという。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
2・3 (略)	2・3 (略)
(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)	(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)
第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「<u>介護両立支援制度等</u>」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「<u>請</u>	第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「<u>介護両立支援制度等</u>」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「<u>請</u>

新	旧
求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 (勤務環境の整備に関する措置) 第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置	

議案第 2 号

衣浦東部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に伴い、改正を行う必要があるため。

2 改正の概要

- (1) 短時間勤務職員についての給与条例の特例に規定する字句を改めるもの
- (2) 引用条項を改正するもの

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

新旧対照表

○衣浦東部広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成 1 5 年 4 月 1 日衣浦東部広域連合条例第 1 2 号）

新		旧																									
(短時間勤務職員についての給与条例の特例) 第 2 0 条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td colspan="2">(略)</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>第 2 9 条</td><td>及び第 1 2 条及び第 1 5 条の規定は、短時間勤務職員</td><td>第 2 9 条</td><td>短時間勤務職員</td></tr><tr><td></td><td>定は、定年前再任用短時間勤務職員</td><td></td><td>任用短時間勤務職員</td></tr></table>		(略)		(略)		第 2 9 条	及び第 1 2 条及び第 1 5 条の規定は、短時間勤務職員	第 2 9 条	短時間勤務職員		定は、定年前再任用短時間勤務職員		任用短時間勤務職員	(短時間勤務職員についての給与条例の特例) 第 2 0 条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td colspan="2">(略)</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>第 2 9 条</td><td>短時間勤務職員</td><td>第 2 9 条</td><td>短時間勤務職員</td></tr><tr><td></td><td>任用短時間勤務職員</td><td></td><td>任用短時間勤務職員</td></tr></table>		(略)		(略)		第 2 9 条	短時間勤務職員	第 2 9 条	短時間勤務職員		任用短時間勤務職員		任用短時間勤務職員
(略)		(略)																									
第 2 9 条	及び第 1 2 条及び第 1 5 条の規定は、短時間勤務職員	第 2 9 条	短時間勤務職員																								
	定は、定年前再任用短時間勤務職員		任用短時間勤務職員																								
(略)		(略)																									
第 2 9 条	短時間勤務職員	第 2 9 条	短時間勤務職員																								
	任用短時間勤務職員		任用短時間勤務職員																								
(部分休業の承認) 第 2 2 条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 5 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）第 6 1 条の 2 第 2 0 項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。		(部分休業の承認) 第 2 2 条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 5 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）第 6 1 条第 3 2 項において読み替えて準用する同条第 2 9 項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。																									

議案第 3 号

衣浦東部広域連合第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給率を見直すために、改正を行う必要があるため。

2 改正の概要

- (1) 期末手当の支給率を 100 分の 122.5 から 100 分の 125 に改めるもの
- (2) 勤勉手当の支給率を 100 分の 102.5 から 100 分の 105 に改めるもの

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

新旧対照表

○衣浦東部広域連合第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年 1 2 月 2 6 日衣浦東部広域連合条例第 6 号）

新	旧
(期末手当) 第 8 条 (略) (1) (略) (2) 期末手当の額は、報酬の月額（月額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に<u>1 0 0 分の 1 2 5</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、同一の任命中に再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。 (略) (3) (略) 2 (略) (勤勉手当) 第 8 条の 2 (略) (1) (略) (2) 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、勤勉手当の支給を受けてる当該職員の勤勉手当基礎額に<u>1 0 0 分の 1 0 5</u>を乗じて得た額を超えてはならない。 (3) (4) (略) 2 (略)	(期末手当) 第 8 条 (略) (1) (略) (2) 期末手当の額は、報酬の月額（月額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に<u>1 0 0 分の 1 2 2 . 5</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、同一の任命中に再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。 (略) (3) (略) 2 (略) (勤勉手当) 第 8 条の 2 (略) (1) (略) (2) 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、勤勉手当の支給を受けてる当該職員の勤勉手当基礎額に<u>1 0 0 分の 1 0 2 . 5</u>を乗じて得た額を超えてはならない。 (3) (4) (略) 2 (略)

議案第 4 号

衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部改正に伴う関係
条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

人事院勧告等に鑑み、改正を行う必要があるため。

2 改正の概要

(1) 衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例の一部改正（第 1 条関係）

ア 昇給の基準の見直し

イ 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を 13,000 円に引上げ

ウ 再任用短時間勤務職員に住居手当を支給

エ 通勤手当の支給限度額を 150,000 円に引上げ

オ 単身赴任手当を採用時から支給

カ 管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大

キ 給料表の改正

行政職給料表 3 級から 9 級及び消防職給料表 4 級から 10 級の給料月額の最低
水準の引上げ

ク 字句の整理

(2) 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正（第 2 条 関係）

地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴う引用条項の改正等

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

新旧対照表

○衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例（平成15年4月1日衣浦東部広域連合条例第16号）（第1条関係）

新	旧
(初任給、昇給、昇格等の基準) 第7条 (略) 2・3 (略) 4 前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として広域連合長が規則で定める基準に従い決定するものとする。	(初任給、昇給、昇格等の基準) 第7条 (略) 2・3 (略) 4 前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして広域連合長が規則で定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として広域連合長が規則で定める基準に従い決定するものとする。
5 次に掲げる職員の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じ、広域連合長が規則で定める基準に従い決定するものとする。 (1) 55歳を超える職員 (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして広域連合長が規則で定める職員	5 55歳（広域連合長が規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で広域連合長が規則で定めるもの）を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じ、広域連合長が規則で定める基準に従い決定するものとする。
6～8 (略) (扶養手当)	6～8 (略) (扶養手当)
第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第	第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶

新	旧
3項において「扶養親族たる父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が10級であるものに対しては、支給しない。	養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が10級であるもの（以下「行政職9級職員等」という。）に対しては、支給しない。
2 (略) (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (3) 満60歳以上の父母及び祖父母 (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟 妹 (5) 重度心身障害者	2 (略) (1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (4) 満60歳以上の父母及び祖父母 (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟 妹 (6) 重度心身障害者
3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については、1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものにあつては、3,500円）とする。	3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの（以下「行政職8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。
4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。	4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額	

新	旧
の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。 第13条 削除	第13条 新たに職員となった者に扶養親族（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。 (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（行政職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。） (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行政職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。） 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においては、その者が職員となった日、行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職

新	旧
	し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行政職 9 級職員等以外の職員から行政職 9 級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職 9 級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職 9 級職員等）にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。 (1) 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合 (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職 9 級職員等）にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合 (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第 1 項の規定による届け出に係るものがある行政職 9 級職員等が行政職 9 級職員等以外の職員となった場合 (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係る

新	旧
(住居手当) 第15条 (略) (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（広域連合長が規則で定める職員を除く。） (2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（<u>届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。</u>）が居住するための住宅（広域連合長が規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして広域連合長が規則で定めるもの 2・3 (略) (通勤手当) 第16条 (略)	ものがある行政職8級職員等が行政職8級職員等及び行政職9級職員等以外の職員となった場合 (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政職9級職員等以外のものが行政職9級職員等となった場合 (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行政職8級職員等及び行政職9級職員等以外の者が行政職8級職員等となった場合 (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合 (住居手当) 第15条 (略) (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他広域連合長が規則で定める職員を除く。） (2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（市が設置する公舎その他広域連合長が規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして広域連合長が規則で定めるもの 2・3 (略) (通勤手当) 第16条 (略)

新	旧
2 前項に掲げる職員に支給する通勤手当の月額、<u>150,000円</u>を超えない範囲内において広域連合長が規則で定める。 (単身赴任手当) 第17条 (略)	2 前項に掲げる職員に支給する通勤手当の月額、<u>55,000円</u>を超えない範囲内において広域連合長が規則で定める。 (単身赴任手当) 第17条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の広域連合長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して広域連合長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして広域連合長が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。	3 職員以外の地方公務員、国家公務員その他広域連合長が規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の広域連合長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して広域連合長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して広域連合長が規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして広域連合長が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
4 (略) (管理職員特別勤務手当)	4 (略) (管理職員特別勤務手当)
第21条 管理職員特別勤務手当は、第11条第1項の規定により管理職手当を受ける職員(次項において「管理監督職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による祝日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合に、当該職員に対して支給する。	第21条 管理職員特別勤務手当は、第11条第1項の規定により管理職手当を受ける職員(次項において「管理監督職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による祝日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。
2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>であって正規の勤務時間以外	2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合

新	旧
外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して広域連合長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において広域連合長が規則で定める額 (2) (略) 4 (略) (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第29条 第7条及び第12条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 (雑則) 第33条 給料、管理職手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法その他のこの条例の実施について必要な事項は、広域連合長が定める。 別表第1 別紙1 別表第2 別紙1	は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において広域連合長が規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して広域連合長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額） (2) (略) 4 (略) (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第29条 第7条、第12条、第13条及び第15条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 (雑則) 第33条 給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法その他のこの条例の実施について必要な事項は、広域連合長が定める。 別表第1 別紙2 別表第2 別紙2

別表第 1 (第 5 条関係) 行政職給料表 (新)

職員の区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 183,500	円 230,000	円 265,300	円 298,800	円 321,300	円 355,200	円 408,300	円 458,300	円 510,200
	2	184,600	231,500	<u>266,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>356,900</u>	<u>410,200</u>	<u>463,800</u>	<u>517,100</u>
	3	185,800	233,000	<u>267,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>358,500</u>	<u>412,100</u>	<u>468,800</u>	<u>522,300</u>
	4	186,900	234,500	<u>268,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>360,100</u>	<u>413,900</u>	<u>473,500</u>	<u>526,600</u>
	5	188,000	236,000	<u>269,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>361,700</u>	<u>415,700</u>	<u>477,500</u>	<u>530,100</u>
	6	189,700	237,500	<u>270,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>363,500</u>	<u>417,500</u>	<u>481,000</u>	<u>533,400</u>
	7	191,300	239,000	<u>271,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>365,000</u>	<u>419,300</u>	<u>484,000</u>	<u>536,400</u>
	8	192,900	240,500	<u>272,300</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>366,600</u>	<u>421,100</u>	<u>486,500</u>	<u>538,900</u>
	9	194,500	242,000	<u>273,300</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>368,000</u>	<u>422,700</u>	<u>488,500</u>	<u>540,900</u>
	10	196,200	243,400	<u>274,300</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>369,600</u>	<u>424,200</u>		
	11	197,800	244,800	<u>275,300</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>371,200</u>	<u>425,700</u>		
	12	199,400	246,200	<u>276,400</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>372,700</u>	<u>427,200</u>		
	13	201,000	247,400	<u>277,400</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>374,600</u>	<u>428,700</u>		
	14	202,700	248,600	<u>278,700</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>376,500</u>	<u>430,000</u>		
	15	204,400	249,800	<u>280,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>378,400</u>	<u>431,300</u>		
	16	206,100	251,000	<u>281,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>380,200</u>	<u>432,500</u>		
	17	207,400	252,100	<u>282,500</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>381,700</u>	<u>433,700</u>		
	18	209,000	253,200	<u>283,800</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>383,500</u>	<u>435,000</u>		
	19	210,600	254,300	<u>285,000</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>385,200</u>	<u>436,300</u>		
	20	212,100	255,400	<u>286,200</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>386,800</u>	<u>437,500</u>		
	21	213,600	256,400	<u>287,300</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>388,500</u>	<u>438,700</u>		
	22	215,200	257,400	<u>288,500</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>389,900</u>	<u>439,500</u>		
	23	216,800	258,400	<u>289,800</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>391,300</u>	<u>440,300</u>		
	24	218,400	259,400	<u>291,100</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>392,700</u>	<u>441,100</u>		
	25	220,000	260,400	<u>292,400</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>394,100</u>	<u>441,700</u>		

26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300		
27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900		
28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500		
29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200		
30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000		
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400		
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100		
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600		
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000		
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400		
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800		
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200		
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600		
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000		
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300		
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600		
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000		
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300		
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600		
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900		
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	451, 300		
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	451, 600		
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	451, 900		
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	452, 200		
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	452, 600		
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	452, 900		
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	453, 200		
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	453, 500		
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	453, 900		
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	454, 200		
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	454, 500		
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	454, 800		
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	455, 200		
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	455, 500		

60	248, 200	286, 100	<u>332, 800</u>	<u>374, 300</u>	<u>390, 400</u>	<u>412, 500</u>	<u>455, 800</u>	
61	248, 500	286, 700	<u>333, 600</u>	<u>374, 600</u>	<u>390, 800</u>	<u>412, 700</u>	<u>456, 100</u>	
62	248, 800	287, 400	<u>334, 000</u>	<u>375, 100</u>	<u>391, 300</u>	<u>413, 000</u>	<u>456, 500</u>	
63	249, 100	288, 000	<u>334, 600</u>	<u>375, 700</u>	<u>391, 800</u>	<u>413, 300</u>	<u>456, 800</u>	
64	249, 400	288, 500	<u>335, 300</u>	<u>376, 300</u>	<u>392, 400</u>	<u>413, 500</u>	<u>457, 100</u>	
65	249, 700	289, 000	<u>336, 100</u>	<u>376, 600</u>	<u>392, 700</u>	<u>413, 700</u>	<u>457, 400</u>	
66	250, 000	289, 600	<u>336, 800</u>	<u>377, 200</u>	<u>393, 100</u>	<u>414, 000</u>	<u>457, 800</u>	
67	250, 300	290, 100	<u>337, 500</u>	<u>377, 900</u>	<u>393, 500</u>	<u>414, 300</u>	<u>458, 100</u>	
68	250, 600	290, 700	<u>338, 100</u>	<u>378, 500</u>	<u>393, 900</u>	<u>414, 500</u>	<u>458, 400</u>	
69	250, 900	291, 200	<u>338, 600</u>	<u>378, 900</u>	<u>394, 200</u>	<u>414, 700</u>	<u>458, 700</u>	
70	251, 200	291, 700	<u>339, 200</u>	<u>379, 400</u>	<u>394, 500</u>	<u>415, 000</u>	<u>459, 100</u>	
71	251, 500	292, 300	<u>339, 700</u>	<u>380, 000</u>	<u>394, 800</u>	<u>415, 300</u>	<u>459, 400</u>	
72	251, 800	292, 900	<u>340, 300</u>	<u>380, 500</u>	<u>395, 000</u>	<u>415, 500</u>	<u>459, 700</u>	
73	252, 100	293, 400	<u>340, 600</u>	<u>381, 000</u>	<u>395, 200</u>	<u>415, 700</u>	<u>460, 000</u>	
74	252, 400	293, 900	<u>341, 100</u>	<u>381, 600</u>	<u>395, 500</u>	<u>416, 000</u>	<u>460, 400</u>	
75	252, 700	294, 300	<u>341, 500</u>	<u>382, 100</u>	<u>395, 800</u>	<u>416, 300</u>	<u>460, 700</u>	
76	253, 000	294, 600	<u>341, 900</u>	<u>382, 400</u>	<u>396, 000</u>	<u>416, 500</u>	<u>461, 000</u>	
77	253, 300	294, 800	<u>342, 300</u>	<u>382, 800</u>	<u>396, 200</u>	<u>416, 700</u>	<u>461, 300</u>	
78	253, 600	295, 100	<u>342, 800</u>	<u>383, 300</u>	<u>396, 500</u>	<u>417, 000</u>	<u>461, 700</u>	
79	253, 900	295, 300	<u>343, 300</u>	<u>383, 700</u>	<u>396, 800</u>	<u>417, 300</u>	<u>462, 000</u>	
80	254, 200	295, 600	<u>343, 800</u>	<u>384, 100</u>	<u>397, 000</u>	<u>417, 500</u>	<u>462, 300</u>	
81	254, 500	295, 800	<u>344, 100</u>	<u>384, 500</u>	<u>397, 200</u>	<u>417, 700</u>	<u>462, 600</u>	
82	254, 800	296, 000	<u>344, 500</u>	<u>385, 000</u>	<u>397, 500</u>	<u>418, 000</u>	<u>463, 000</u>	
83	255, 100	296, 300	<u>344, 900</u>	<u>385, 400</u>	<u>397, 800</u>	<u>418, 300</u>	<u>463, 300</u>	
84	255, 400	296, 500	<u>345, 300</u>	<u>385, 800</u>	<u>398, 000</u>	<u>418, 500</u>	<u>463, 600</u>	
85	255, 700	296, 800	<u>345, 600</u>	<u>386, 100</u>	<u>398, 200</u>	<u>418, 700</u>	<u>463, 900</u>	
86	256, 000	297, 100	<u>346, 000</u>	<u>386, 600</u>	<u>398, 500</u>	<u>419, 000</u>	<u>464, 300</u>	
87	256, 300	297, 400	<u>346, 400</u>	<u>387, 000</u>	<u>398, 800</u>	<u>419, 300</u>	<u>464, 600</u>	
88	256, 600	297, 700	<u>346, 800</u>	<u>387, 400</u>	<u>399, 000</u>	<u>419, 500</u>	<u>464, 900</u>	
89	256, 900	298, 000	<u>347, 000</u>	<u>387, 700</u>	<u>399, 200</u>	<u>419, 700</u>	<u>465, 200</u>	
90	257, 200	298, 300	<u>347, 400</u>	<u>388, 200</u>	<u>399, 500</u>	<u>420, 000</u>	<u>465, 600</u>	
91	257, 500	298, 600	<u>347, 800</u>	<u>388, 600</u>	<u>399, 800</u>	<u>420, 300</u>	<u>465, 900</u>	
92	257, 800	299, 000	<u>348, 200</u>	<u>389, 000</u>	<u>400, 000</u>	<u>420, 500</u>	<u>466, 200</u>	
93	258, 100	299, 200	<u>348, 400</u>	<u>389, 300</u>	<u>400, 200</u>	<u>420, 700</u>	<u>466, 500</u>	

94		299, 400	<u>348, 800</u>	<u>389, 800</u>	<u>400, 500</u>	<u>421, 000</u>	<u>466, 900</u>		
95		299, 700	<u>349, 200</u>	<u>390, 200</u>	<u>400, 800</u>	<u>421, 300</u>	<u>467, 200</u>		
96		300, 100	<u>349, 500</u>	<u>390, 600</u>	<u>401, 000</u>	<u>421, 500</u>	<u>467, 500</u>		
97		300, 300	<u>349, 800</u>	<u>390, 900</u>	<u>401, 200</u>	<u>421, 700</u>	<u>467, 800</u>		
98		300, 600	<u>350, 200</u>	<u>391, 400</u>	<u>401, 500</u>	<u>422, 000</u>	<u>468, 200</u>		
99		301, 000	<u>350, 600</u>	<u>391, 800</u>	<u>401, 800</u>	<u>422, 300</u>	<u>468, 500</u>		
100		301, 400	<u>351, 000</u>	<u>392, 200</u>	<u>402, 000</u>	<u>422, 500</u>	<u>468, 800</u>		
101		301, 600	<u>351, 500</u>	<u>392, 500</u>	<u>402, 200</u>	<u>422, 700</u>	<u>469, 100</u>		
102		301, 900	<u>351, 900</u>	<u>393, 000</u>	<u>402, 500</u>	<u>423, 000</u>	<u>469, 500</u>		
103		302, 200	<u>352, 300</u>	<u>393, 400</u>	<u>402, 800</u>	<u>423, 300</u>	<u>469, 800</u>		
104		302, 500	<u>352, 700</u>	<u>393, 800</u>	<u>403, 000</u>	<u>423, 500</u>	<u>470, 100</u>		
105		302, 700	<u>353, 200</u>	<u>394, 100</u>	<u>403, 200</u>	<u>423, 700</u>	<u>470, 400</u>		
106		303, 000	<u>353, 600</u>	<u>394, 600</u>	<u>403, 500</u>	<u>424, 000</u>	<u>470, 800</u>		
107		303, 300	<u>353, 900</u>	<u>395, 000</u>	<u>403, 800</u>	<u>424, 300</u>	<u>471, 100</u>		
108		303, 600	<u>354, 200</u>	<u>395, 400</u>	<u>404, 000</u>	<u>424, 500</u>	<u>471, 400</u>		
109		303, 800	<u>354, 700</u>	<u>395, 700</u>	<u>404, 200</u>	<u>424, 700</u>	<u>471, 700</u>		
110		304, 200		<u>396, 200</u>	<u>404, 500</u>	<u>425, 000</u>	<u>472, 100</u>		
111		304, 600		<u>396, 600</u>	<u>404, 800</u>	<u>425, 300</u>	<u>472, 400</u>		
112		304, 900		<u>397, 000</u>	<u>405, 000</u>	<u>425, 500</u>	<u>472, 700</u>		
113		305, 100		<u>397, 300</u>	<u>405, 200</u>	<u>425, 700</u>	<u>473, 000</u>		
114		305, 300		<u>397, 800</u>	<u>405, 500</u>	<u>426, 000</u>	<u>473, 400</u>		
115		305, 600		<u>398, 200</u>	<u>405, 800</u>	<u>426, 300</u>	<u>473, 700</u>		
116		306, 000		<u>398, 600</u>	<u>406, 000</u>	<u>426, 500</u>			
117		306, 200		<u>398, 900</u>	<u>406, 200</u>	<u>426, 700</u>			
118		306, 400		<u>399, 400</u>	<u>406, 500</u>	<u>427, 000</u>			
119		306, 700		<u>399, 800</u>	<u>406, 800</u>	<u>427, 300</u>			
120		307, 000		<u>400, 200</u>	<u>407, 000</u>	<u>427, 500</u>			
121		307, 400			<u>407, 200</u>	<u>427, 700</u>			
122		307, 600			<u>407, 500</u>	<u>428, 000</u>			
123		307, 900			<u>407, 800</u>	<u>428, 300</u>			
124		308, 200			<u>408, 000</u>	<u>428, 500</u>			
125		308, 500			<u>408, 200</u>	<u>428, 700</u>			
126					<u>408, 500</u>	<u>429, 000</u>			
127					<u>408, 800</u>	<u>429, 300</u>			

128								429,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												</
-----	--	--	--	--	--	--	--	---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

備考 この表は、行政職の職員に適用する。ただし、第30条に規定する職員を除く。

別表第2（第5条関係）消防職給料表（新）

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外 の職員	1	円 178,100	円 232,600	円 255,500	円 295,400	円 331,900	円 353,300	円 384,100	円 420,300	円 466,000	円 510,200
	2	179,800	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800	421,900	472,200	517,100
	3	181,600	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	423,500	477,200	522,300
	4	183,300	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	425,000	481,500	526,600
	5	184,800	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	426,500	485,500	530,100
	6	186,500	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	428,100	489,000	533,400
	7	188,300	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900	429,500	492,000	536,400
	8	190,000	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500	430,900	494,500	538,900
	9	191,500	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100	432,000	496,700	540,900
	10	193,200	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700	433,400		542,900
	11	195,000	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300	434,900		544,900
	12	196,700	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900	436,400		546,900
	13	198,200	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400	437,700		548,900
	14	199,900	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400	439,400		550,900
	15	201,700	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400	441,000		552,900
	16	203,400	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400	442,600		554,900
	17	204,900	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900	444,000		556,900
	18	206,600	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600	445,700		558,900
	19	208,400	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200	447,400		560,900
	20	210,100	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900	449,000		562,900
	21	211,600	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500	450,400		564,900
	22	214,000	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000	451,100		566,900
	23	216,400	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500	451,800		
	24	218,800	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900	452,500		
	25	221,200	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100	452,900		
	26	223,600	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600	453,400		
	27	226,000	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100	454,000		
	28	228,200	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500	454,600		

29	230,400	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000	455,200		
30	232,500	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300	455,900		
31	234,600	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500	456,400		
32	236,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700	456,900		
33	238,600	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	433,700	457,400		
34	240,600	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	434,400	457,700		
35	242,600	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	435,200	458,000		
36	244,200	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	435,900	458,400		
37	245,800	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400	458,800		
38	247,300	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800	459,000		
39	248,800	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200	459,300		
40	250,300	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500	459,500		
41	251,800	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800	459,900		
42	253,400	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100	460,100		
43	254,900	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400	460,300		
44	256,400	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700	460,500		
45	257,900	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900	460,900		
46	259,100	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200			
47	260,300	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500			
48	261,500	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800			
49	262,700	290,300	301,700	344,800	403,600	418,900	440,100			
50	264,000	290,800	302,800	346,200	404,400	419,300	440,400			
51	265,300	291,400	303,900	347,500	405,200	419,900	440,700			
52	266,600	292,000	304,900	348,800	405,800	420,500	441,000			
53	267,900	292,600	305,900	349,700	406,300	420,900	441,200			
54	269,400	293,300	307,000	351,000	407,000	421,300	441,500			
55	270,700	294,000	308,000	352,200	407,700	421,800	441,800			
56	272,100	294,700	309,100	353,400	408,400	422,300	442,100			
57	273,100	295,300	310,100	354,600	408,700	422,800	442,300			
58	274,400	296,200	311,200	356,000	409,400	423,400	442,600			
59	275,700	297,000	312,300	357,400	410,100	423,800	442,900			
60	276,900	297,800	313,400	358,800	410,600	424,200	443,100			
61	278,100	298,600	314,400	360,100	411,000	424,600	443,300			
62	278,700	299,500	315,500	361,600	411,400	424,900	443,600			
63	279,300	300,400	316,600	363,100	411,900	425,200	443,900			
64	279,900	301,300	317,700	364,500	412,400	425,500	444,200			

65	280,300	302,100	318,700	365,700	412,900	425,800	444,400		
66	280,900	303,000	319,800	<u>367,100</u>	<u>413,300</u>	<u>426,100</u>	<u>444,700</u>		
67	281,400	303,800	320,900	368,400	413,800	426,400	445,000		
68	281,900	304,600	322,000	<u>369,800</u>	<u>414,300</u>	<u>426,600</u>	<u>445,300</u>		
69	282,400	305,500	323,000	<u>370,900</u>	<u>414,800</u>	<u>426,800</u>	<u>445,500</u>		
70	283,000	306,400	324,200	372,100	415,300	427,100	445,800		
71	283,500	307,300	325,400	<u>373,300</u>	<u>415,900</u>	<u>427,400</u>	<u>446,100</u>		
72	284,000	308,200	326,600	<u>374,500</u>	<u>416,400</u>	<u>427,600</u>	<u>446,400</u>		
73	284,500	309,000	327,300	375,800	416,800	427,800	446,600		
74	285,100	309,900	328,600	<u>377,000</u>	<u>417,400</u>	<u>428,100</u>			
75	285,600	310,800	329,900	<u>378,200</u>	<u>417,900</u>	<u>428,400</u>			
76	286,100	311,600	331,200	379,300	418,100	428,600			
77	286,600	312,300	332,500	<u>380,400</u>	<u>418,400</u>	<u>428,800</u>			
78	287,100	313,200	333,900	<u>381,600</u>	<u>418,900</u>	<u>429,100</u>			
79	287,600	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400			
80	288,100	315,100	336,700	<u>383,900</u>	<u>419,500</u>	<u>429,600</u>			
81	288,600	316,000	338,000	385,000	419,800	429,800			
82	289,100	317,100	339,600	<u>385,600</u>	<u>420,200</u>	<u>430,100</u>			
83	289,600	318,100	341,100	<u>386,100</u>	<u>420,600</u>	<u>430,400</u>			
84	290,100	319,100	342,600	386,600	421,000	430,600			
85	290,600	320,000	344,000	<u>387,200</u>	<u>421,300</u>	<u>430,800</u>			
86	291,100	321,000	345,500	<u>387,800</u>					
87	291,600	322,000	347,000	388,400					
88	292,100	323,000	348,400	<u>389,000</u>					
89	292,600	324,000	349,700	<u>389,300</u>					
90	293,100	325,300	350,900	389,800					
91	293,600	326,500	352,100	<u>390,300</u>					
92	294,100	327,700	353,400	<u>390,800</u>					
93	294,600	328,900	354,700	391,200					
94	295,200	330,200	356,200	<u>391,600</u>					
95	295,800	331,400	357,700	<u>392,100</u>					
96	296,300	332,600	359,100	392,600					
97	296,800	333,800	360,400	<u>393,000</u>					
98	297,400	335,100	361,600	393,500					
99	298,000	336,300	362,700	<u>394,000</u>					
100	298,600	337,500	363,900	<u>394,500</u>					

101	299,200	338,900	365,000	<u>394,800</u>					
102	299,900	339,800	366,100	<u>395,200</u>					
103	300,600	340,800	367,200	<u>395,700</u>					
104	301,200	341,900	368,300	<u>396,000</u>					
105	301,800	343,000	369,500	<u>396,300</u>					
106	302,500	344,100	370,000	<u>396,800</u>					
107	303,200	345,100	370,600	<u>397,300</u>					
108	303,900	346,100	371,200	<u>397,800</u>					
109	304,600	347,300	371,800	<u>398,100</u>					
110	305,400	348,300	372,300	<u>398,600</u>					
111	306,200	349,300	372,700	<u>399,100</u>					
112	306,900	350,200	373,200	<u>399,600</u>					
113	307,400	351,100	373,600	<u>399,900</u>					
114	308,300	352,000	374,000	<u>400,400</u>					
115	309,200	353,000	374,500	<u>400,900</u>					
116	310,000	354,000	375,000	<u>401,400</u>					
117	310,800	355,000	375,400	<u>401,800</u>					
118	311,800	355,400	375,900	<u>402,300</u>					
119	312,700	356,000	376,500	<u>402,700</u>					
120	313,600	356,600	377,000	<u>403,200</u>					
121	314,500	356,900	377,200	<u>403,600</u>					
122	315,500	357,300	377,700						
123	316,500	357,700	378,200						
124	317,400	358,100	378,600						
125	318,200	358,500	379,100						
126	318,800	358,900	379,600						
127	319,400	359,300	380,100						
128	320,000	359,700	380,600						
129	320,500	360,100	380,900						
130	321,000	360,500	381,400						
131	321,400	360,900	381,900						
132	321,900	361,300	382,400						
133	322,700	361,500	382,700						
134	323,400	362,000	383,200						
135	324,100	362,400	383,600						
136	324,700	362,700	384,000						

137	325,300	363,000	384,300									
138	326,000	363,400	384,800									
139	326,700	363,900	385,300									
140	327,500	364,400	385,800									
141	328,100	364,700	386,100									
142	328,400	365,200										
143	328,900	365,700										
144	329,400	366,200										
145	329,700	366,500										
定年前再任用 短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
											246,200	258,000
											262,200	293,800
											310,600	324,900
											348,600	384,200
											416,200	458,800
											円	円

備考 この表は、消防職の職員に適用する。ただし、第30条に規定する職員を除く。

別表第 1 (第 5 条関係) 行政職給料表 (旧)

職 員 の 区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	円 183,500	円 230,000	円 261,300	円 287,300	円 309,800	円 335,000	円 373,400	円 415,600	円 465,500
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200

26	221, 700	261, 300	288, 500	323, 400	349, 300	376, 500	424, 200	462, 500	522, 300
27	223, 000	262, 200	289, 800	325, 000	350, 900	378, 400	425, 700	463, 800	523, 500
28	224, 300	263, 100	291, 100	326, 600	352, 500	380, 200	427, 200	465, 000	524, 700
29	225, 600	263, 900	292, 400	328, 000	353, 700	381, 700	428, 700	466, 000	525, 700
30	226, 700	264, 700	293, 400	329, 700	355, 200	383, 500	430, 000	466, 700	526, 600
31	227, 800	265, 500	294, 400	331, 400	356, 700	385, 200	431, 300	467, 400	527, 500
32	228, 900	266, 300	295, 500	333, 000	358, 200	386, 800	432, 500	468, 100	528, 400
33	230, 000	267, 000	296, 600	334, 200	359, 900	388, 500	433, 700	468, 800	529, 200
34	231, 100	267, 800	297, 800	336, 100	361, 700	389, 900	435, 000	469, 500	530, 100
35	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300	436, 300	470, 100	530, 800
36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700	437, 500	470, 700	531, 300
37	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100	438, 700	471, 200	532, 000
38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300	439, 500	471, 800	532, 600
39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500	440, 300	472, 400	533, 400
40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500	441, 100	473, 000	534, 000
41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700	473, 500	534, 500
42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300	474, 000	
43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900	442, 900	474, 400	
44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500	474, 700	
45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200	475, 000	
46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000		
47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400		
48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100		
49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600		
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000		
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400		
52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800		
53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200		
54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600		
55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000		
56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300		
57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600		
58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000		
59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300		

60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600		
61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900		
62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800	451, 300		
63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100	451, 600		
64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400	451, 900		
65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600	452, 200		
66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900	452, 600		
67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200	452, 900		
68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500	453, 200		
69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700	453, 500		
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000	453, 900		
71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300	454, 200		
72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500	454, 500		
73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700	454, 800		
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000	455, 200		
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300	455, 500		
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500	455, 800		
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700	456, 100		
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000	456, 500		
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300	456, 800		
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500	457, 100		
81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700	457, 400		
82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000	457, 800		
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300	458, 100		
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500	458, 400		
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700	458, 700		
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500	416, 000	459, 100		
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800	416, 300	459, 400		
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000	416, 500	459, 700		
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200	416, 700	460, 000		
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500	417, 000	460, 400		
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800	417, 300	460, 700		
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000	417, 500	461, 000		
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200	417, 700	461, 300		

94		299, 400	<u>347, 400</u>	<u>386, 600</u>	<u>398, 500</u>	<u>418, 000</u>	<u>461, 700</u>		
95		299, 700	<u>347, 800</u>	<u>387, 000</u>	<u>398, 800</u>	<u>418, 300</u>	<u>462, 000</u>		
96		300, 100	<u>348, 200</u>	<u>387, 400</u>	<u>399, 000</u>	<u>418, 500</u>	<u>462, 300</u>		
97		300, 300	<u>348, 400</u>	<u>387, 700</u>	<u>399, 200</u>	<u>418, 700</u>	<u>462, 600</u>		
98		300, 600	<u>348, 800</u>	<u>388, 200</u>	<u>399, 500</u>	<u>419, 000</u>	<u>463, 000</u>		
99		301, 000	<u>349, 200</u>	<u>388, 600</u>	<u>399, 800</u>	<u>419, 300</u>	<u>463, 300</u>		
100		301, 400	<u>349, 500</u>	<u>389, 000</u>	<u>400, 000</u>	<u>419, 500</u>	<u>463, 600</u>		
101		301, 600	<u>349, 800</u>	<u>389, 300</u>	<u>400, 200</u>	<u>419, 700</u>	<u>463, 900</u>		
102		301, 900	<u>350, 200</u>	<u>389, 800</u>	<u>400, 500</u>	<u>420, 000</u>	<u>464, 300</u>		
103		302, 200	<u>350, 600</u>	<u>390, 200</u>	<u>400, 800</u>	<u>420, 300</u>	<u>464, 600</u>		
104		302, 500	<u>351, 000</u>	<u>390, 600</u>	<u>401, 000</u>	<u>420, 500</u>	<u>464, 900</u>		
105		302, 700	<u>351, 500</u>	<u>390, 900</u>	<u>401, 200</u>	<u>420, 700</u>	<u>465, 200</u>		
106		303, 000	<u>351, 900</u>	<u>391, 400</u>	<u>401, 500</u>	<u>421, 000</u>	<u>465, 600</u>		
107		303, 300	<u>352, 300</u>	<u>391, 800</u>	<u>401, 800</u>	<u>421, 300</u>	<u>465, 900</u>		
108		303, 600	<u>352, 700</u>	<u>392, 200</u>	<u>402, 000</u>	<u>421, 500</u>	<u>466, 200</u>		
109		303, 800	<u>353, 200</u>	<u>392, 500</u>	<u>402, 200</u>	<u>421, 700</u>	<u>466, 500</u>		
110		304, 200	<u>353, 600</u>	<u>393, 000</u>	<u>402, 500</u>	<u>422, 000</u>	<u>466, 900</u>		
111		304, 600	<u>353, 900</u>	<u>393, 400</u>	<u>402, 800</u>	<u>422, 300</u>	<u>467, 200</u>		
112		304, 900	<u>354, 200</u>	<u>393, 800</u>	<u>403, 000</u>	<u>422, 500</u>	<u>467, 500</u>		
113		305, 100	<u>354, 700</u>	<u>394, 100</u>	<u>403, 200</u>	<u>422, 700</u>	<u>467, 800</u>		
114		305, 300		<u>394, 600</u>	<u>403, 500</u>	<u>423, 000</u>	<u>468, 200</u>		
115		305, 600		<u>395, 000</u>	<u>403, 800</u>	<u>423, 300</u>	<u>468, 500</u>		
116		306, 000		<u>395, 400</u>	<u>404, 000</u>	<u>423, 500</u>	<u>468, 800</u>		
117		306, 200		<u>395, 700</u>	<u>404, 200</u>	<u>423, 700</u>	<u>469, 100</u>		
118		306, 400		<u>396, 200</u>	<u>404, 500</u>	<u>424, 000</u>	<u>469, 500</u>		
119		306, 700		<u>396, 600</u>	<u>404, 800</u>	<u>424, 300</u>	<u>469, 800</u>		
120		307, 000		<u>397, 000</u>	<u>405, 000</u>	<u>424, 500</u>	<u>470, 100</u>		
121		307, 400		<u>397, 300</u>	<u>405, 200</u>	<u>424, 700</u>	<u>470, 400</u>		
122		307, 600		<u>397, 800</u>	<u>405, 500</u>	<u>425, 000</u>	<u>470, 800</u>		
123		307, 900		<u>398, 200</u>	<u>405, 800</u>	<u>425, 300</u>	<u>471, 100</u>		
124		308, 200		<u>398, 600</u>	<u>406, 000</u>	<u>425, 500</u>	<u>471, 400</u>		
125		308, 500		<u>398, 900</u>	<u>406, 200</u>	<u>425, 700</u>	<u>471, 700</u>		
126				<u>399, 400</u>	<u>406, 500</u>	<u>426, 000</u>	<u>472, 100</u>		
127				<u>399, 800</u>	<u>406, 800</u>	<u>426, 300</u>	<u>472, 400</u>		

128				400,200	407,000	426,500	472,700		
129				400,500	407,200	426,700	473,000		
130				401,000	407,500	427,000	473,400		
131				401,400	407,800	427,300			
132				401,800	408,000	427,500			
133				402,100	408,200	427,700			
134				402,600	408,500	428,000			
135				403,000	408,800	428,300			
136				403,400	409,000	428,500			
137				403,700	409,200	428,700			
138				404,200	409,500	429,000			
139				404,600	409,800	429,300			
140				405,000	410,000	429,500			
141					410,200	429,700			
142					410,500	430,000			
143					410,800	430,300			
144					411,000	430,500			
145					411,200	430,700			
146					411,500	431,000			
147					411,800	431,300			
148					412,000	431,500			
149					412,200	431,700			
150					412,500	432,000			
定年前再任用 短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000

備考 この表は、行政職の職員に適用する。ただし、第30条に規定する職員を除く。

別表第2 (第5条関係) 消防職給料表 (旧)

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外 の職員	1	円 178,100	円 232,600	円 255,500	円 290,400	円 320,000	円 342,400	円 364,800	円 393,500	円 430,500	円 465,500
	2	179,800	234,800	257,500	291,700	321,700	344,100	366,500	395,300	432,300	468,600
	3	181,600	237,000	259,700	293,000	323,400	345,700	368,200	397,000	434,200	471,600
	4	183,300	239,200	261,900	294,200	325,100	347,300	369,900	398,700	436,100	474,600
	5	184,800	241,400	264,000	295,400	326,600	348,900	371,600	400,300	437,500	477,600
	6	186,500	243,400	265,300	296,400	328,000	350,000	373,200	401,800	439,100	480,600
	7	188,300	245,400	266,600	297,400	329,300	351,100	374,800	403,300	440,700	483,600
	8	190,000	247,200	267,900	298,300	330,600	352,200	376,400	404,800	442,100	486,700
	9	191,500	249,000	269,200	298,900	331,900	353,300	377,900	406,200	443,500	489,400
	10	193,200	250,700	270,500	299,600	333,400	355,000	379,500	407,800	445,200	492,500
	11	195,000	252,400	271,800	300,300	334,900	356,700	381,100	409,400	446,800	495,500
	12	196,700	253,800	273,100	301,000	336,400	358,300	382,600	410,900	448,200	498,600
	13	198,200	255,200	274,400	301,700	337,900	359,900	384,100	412,400	449,100	501,300
	14	199,900	257,000	275,600	302,400	339,300	361,600	385,800	414,500	450,700	503,600
	15	201,700	258,400	276,700	303,100	340,600	363,200	387,500	416,500	452,500	505,900
	16	203,400	259,900	278,200	303,700	341,900	364,800	389,200	418,600	454,300	508,200
	17	204,900	261,400	279,500	304,400	343,200	366,400	390,700	420,300	455,800	510,200
	18	206,600	262,600	280,800	305,200	344,800	368,000	392,300	421,900	457,600	511,600
	19	208,400	263,800	282,100	305,900	346,400	369,600	393,900	423,500	459,400	513,100
	20	210,100	264,900	283,300	306,700	348,000	371,200	395,500	425,000	461,100	514,500
	21	211,600	266,200	284,500	307,400	349,500	372,800	397,100	426,500	462,700	515,700
	22	214,000	267,400	285,100	308,200	351,100	374,400	398,700	428,100	464,400	517,100
	23	216,400	268,700	285,700	309,200	352,700	376,000	400,300	429,500	466,000	518,600
	24	218,800	270,000	286,300	310,100	354,200	377,600	401,900	430,900	467,800	520,100
	25	221,200	271,400	286,800	311,000	355,700	379,200	403,400	432,000	469,300	521,200
	26	223,600	272,800	287,400	312,300	357,300	380,800	405,400	433,400	470,700	522,300
	27	226,000	274,100	288,000	313,600	358,900	382,400	407,400	434,900	472,200	523,500
	28	228,200	275,400	288,500	314,900	360,400	384,000	409,400	436,400	473,500	524,700

29	230,400	276,400	289,000	316,200	361,900	385,600	410,900	437,700	474,700	525,700
30	232,500	277,700	289,600	317,700	363,500	387,200	412,600	439,400	475,400	526,600
31	234,600	279,000	290,100	319,000	365,100	388,900	414,200	441,000	476,100	527,500
32	236,600	280,200	290,600	320,100	366,700	390,600	415,900	442,600	476,700	528,400
33	238,600	281,400	291,100	321,100	368,100	392,300	417,500	444,000	477,200	529,200
34	240,600	282,000	291,700	322,300	369,800	394,300	419,000	445,700	477,900	530,100
35	242,600	282,600	292,200	323,500	371,500	396,200	420,500	447,400	478,500	530,800
36	244,200	283,200	292,700	324,600	373,100	398,100	421,900	449,000	479,100	531,300
37	245,800	283,700	293,200	325,700	374,700	399,800	423,100	450,400	479,400	532,000
38	247,300	284,300	293,800	326,900	376,300	401,200	424,600	451,100	480,000	532,600
39	248,800	284,900	294,400	328,100	377,900	402,400	426,100	451,800	480,500	533,400
40	250,300	285,500	295,000	329,200	379,600	403,700	427,500	452,500	481,000	534,000
41	251,800	286,000	295,700	330,300	381,300	404,700	429,000	452,900	481,500	534,500
42	253,400	286,600	296,400	331,500	383,300	405,800	430,300	453,400	481,900	535,100
43	254,900	287,200	297,100	332,700	385,300	406,800	431,500	454,000	482,300	535,900
44	256,400	287,700	297,800	333,900	387,300	407,800	432,700	454,600	482,700	536,500
45	257,900	288,200	298,400	335,100	389,000	408,900	433,700	455,200	483,000	537,000
46	259,100	288,700	299,300	336,300	390,700	410,100	434,400	455,900		537,600
47	260,300	289,200	300,100	337,500	392,200	411,200	435,200	456,400		538,400
48	261,500	289,700	300,900	338,700	393,700	412,300	435,900	456,900		539,000
49	262,700	290,300	301,700	339,900	394,900	413,500	436,400	457,400		539,500
50	264,000	290,800	302,800	341,200	395,900	414,300	436,800	457,700		540,100
51	265,300	291,400	303,900	342,400	396,900	415,100	437,200	458,000		540,900
52	266,600	292,000	304,900	343,600	397,900	415,700	437,500	458,400		541,500
53	267,900	292,600	305,900	344,800	399,000	416,200	437,800	458,800		542,000
54	269,400	293,300	307,000	346,200	400,100	416,900	438,100	459,000		542,600
55	270,700	294,000	308,000	347,500	401,200	417,600	438,400	459,300		543,400
56	272,100	294,700	309,100	348,800	402,300	418,200	438,700	459,500		544,000
57	273,100	295,300	310,100	349,700	403,600	418,900	438,900	459,900		544,500
58	274,400	296,200	311,200	351,000	404,400	419,300	439,200	460,100		545,100
59	275,700	297,000	312,300	352,200	405,200	419,900	439,500	460,300		545,900
60	276,900	297,800	313,400	353,400	405,800	420,500	439,800	460,500		546,500
61	278,100	298,600	314,400	354,600	406,300	420,900	440,100	460,900		547,000
62	278,700	299,500	315,500	356,000	407,000	421,300	440,400			547,600
63	279,300	300,400	316,600	357,400	407,700	421,800	440,700			548,400
64	279,900	301,300	317,700	358,800	408,400	422,300	441,000			549,000

65	280,300	302,100	318,700	360,100	408,700	422,800	441,200		549,500
66	280,900	303,000	319,800	361,600	409,400	423,400	441,500		550,100
67	281,400	303,800	320,900	363,100	410,100	423,800	441,800		550,900
68	281,900	304,600	322,000	364,500	410,600	424,200	442,100		551,500
69	282,400	305,500	323,000	365,700	411,000	424,600	442,300		552,000
70	283,000	306,400	324,200	367,100	411,400	424,900	442,600		552,600
71	283,500	307,300	325,400	368,400	411,900	425,200	442,900		553,400
72	284,000	308,200	326,600	369,800	412,400	425,500	443,100		554,000
73	284,500	309,000	327,300	370,900	412,900	425,800	443,300		554,500
74	285,100	309,900	328,600	372,100	413,300	426,100	443,600		555,100
75	285,600	310,800	329,900	373,300	413,800	426,400	443,900		555,900
76	286,100	311,600	331,200	374,500	414,300	426,600	444,200		556,500
77	286,600	312,300	332,500	375,800	414,800	426,800	444,400		557,000
78	287,100	313,200	333,900	377,000	415,300	427,100	444,700		557,600
79	287,600	314,100	335,300	378,200	415,900	427,400	445,000		558,400
80	288,100	315,100	336,700	379,300	416,400	427,600	445,300		559,000
81	288,600	316,000	338,000	380,400	416,800	427,800	445,500		
82	289,100	317,100	339,600	381,600	417,400	428,100	445,800		
83	289,600	318,100	341,100	382,700	417,900	428,400	446,100		
84	290,100	319,100	342,600	383,900	418,100	428,600	446,400		
85	290,600	320,000	344,000	385,000	418,400	428,800	446,600		
86	291,100	321,000	345,500	385,600	418,900	429,100			
87	291,600	322,000	347,000	386,100	419,200	429,400			
88	292,100	323,000	348,400	386,600	419,500	429,600			
89	292,600	324,000	349,700	387,200	419,800	429,800			
90	293,100	325,300	350,900	387,800	420,200	430,100			
91	293,600	326,500	352,100	388,400	420,600	430,400			
92	294,100	327,700	353,400	389,000	421,000	430,600			
93	294,600	328,900	354,700	389,300	421,300	430,800			
94	295,200	330,200	356,200	389,800					
95	295,800	331,400	357,700	390,300					
96	296,300	332,600	359,100	390,800					
97	296,800	333,800	360,400	391,200					
98	297,400	335,100	361,600	391,600					
99	298,000	336,300	362,700	392,100					
100	298,600	337,500	363,900	392,600					

137	325,300	363,000	384,300									
138	326,000	363,400	384,800									
139	326,700	363,900	385,300									
140	327,500	364,400	385,800									
141	328,100	364,700	386,100									
142	328,400	365,200										
143	328,900	365,700										
144	329,400	366,200										
145	329,700	366,500										
定年前再任用 短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200	458,800	

備考 この表は、消防職の職員に適用する。ただし、第30条に規定する職員を除く。

新旧対照表

○地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和5年2月8日条例第5号）（第2条関係）

新	旧
附 則 第4条 暫定再任用職員（改正法附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員をいう。以下この条において同じ。）（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額、当該暫定再任用職員が新給与条例第8条に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新給与条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第6条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。 2～5 （略） 6 新給与条例第25条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。 7 新給与条例第7条及び第12条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 8 （略）	附 則 第4条 暫定再任用職員（改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員をいう。以下この条において同じ。）（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額、当該暫定再任用職員が新給与条例第8条に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新給与条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第6条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。 2～5 （略） 6 新給与条例第25条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。 7 新給与条例第7条、第12条、第13条及び第15条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 8 （略）

議案第 5 号

衣浦東部広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

緊急消防援助隊として行う業務に従事した職員に対して特殊勤務手当を支給するために、改正を行う必要があるため。

2 改正の概要

職員が、緊急消防援助隊として行う業務に従事したときは、1日につき2,160円の手当を支給する。

3 施行期日

令和7年4月1日

新旧対照表

○衣浦東部広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 5 年 4 月 1 日衣浦東部広域連合条例第 1 7 号）

新				旧			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
種類	勤務の内容	支給額		種類	勤務の内容	支給額	
消防手当	火災のため現場に出場して行う消火業務	1 回	500 円	消防手当	火災のため現場に出場して行う消火業務	1 回	500 円
	救急のため現場に出場して行う傷病者の収容及び応急処置業務	1 回	300 円		救急のため現場に出場して行う傷病者の収容及び応急処置業務	1 回	300 円
							(救急救命士の有資格者であって広域連合長が定めるものは、400 円)
	潜水装備を着用して行う潜水業務	1 回	500 円		潜水装備を着用して行う潜水業務	1 回	500 円
	消防組織法(昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号)第 4 5 条第 1 項に規定する緊急消防援助隊として行う業務	1 日	2, 160 円				

議案第 6 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

1 改正の理由

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、改正を行う必要があるため。

2 改正の概要

懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されたことに伴う字句の改正

- (1) 衣浦東部広域連合個人情報保護法施行条例の一部改正（第 1 条関係）
- (2) 衣浦東部広域連合行政不服審査会条例の一部改正（第 2 条関係）
- (3) 衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例の一部改正（第 3 条関係）

3 施行期日

令和 7 年 6 月 1 日

新旧対照表

○衣浦東部広域連合個人情報保護法施行条例（令和 5 年 2 月 8 日衣浦東部広域連合条例第 1 号）（第 1 条関係）

新	旧
附 則 (経過措置) 第 3 条 (略) 2・3 (略)	附 則 (経過措置) 第 3 条 (略) 2・3 (略)
4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において、個人の秘密に属する事項を含む情報の集合物であって、旧実施機関が保有していた特定の旧保有個人情報電子計算機を用いて検索することができると体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。	4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において、個人の秘密に属する事項を含む情報の集合物であって、旧実施機関が保有していた特定の旧保有個人情報電子計算機を用いて検索することができると体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2 年以下の<u>懲役</u>又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。	5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の<u>懲役</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。
6 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員（旧条例第 3 9 条第 2 項に規定する衣浦東部広域連合行政不服審査会の委員を除く。以下この項において同じ。）である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者が、この条例の施行後に、正当な理由がないのに、職務上知り得た個人の秘密を漏らしたときは、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 3 万円以下の罰金に処する。	6 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員（旧条例第 3 9 条第 2 項に規定する衣浦東部広域連合行政不服審査会の委員を除く。以下この項において同じ。）である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者が、この条例の施行後に、正当な理由がないのに、職務上知り得た個人の秘密を漏らしたときは、1 年以下の<u>懲役</u>又は 3 万円以下の罰金に処する。
7 (略)	7 (略)

新旧対照表

○衣浦東部広域連合行政不服審査会条例（令和 5 年 2 月 8 日衣浦東部広域連合条例第 2 号）（第 2 条関係）

新		旧
(罰則)		(罰則)
第 1 6 条 第 6 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は 5 0 万円以下の罰金に処する。	第 1 6 条 第 6 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の <u>懲役</u> 又は 5 0 万円以下の罰金に処する。	
2 (略)	2 (略)	
附 則		附 則
(衣浦東部広域連合行政不服審査会条例の廃止に伴う経過措置)		(衣浦東部広域連合行政不服審査会条例の廃止に伴う経過措置)
第 3 条 (略)	第 3 条 (略)	
2 ～ 7 (略)	2 ～ 7 (略)	
8 第 5 項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は 5 0 万円以下の罰金に処する。	8 第 5 項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の <u>懲役</u> 又は 5 0 万円以下の罰金に処する。	
9 (略)	9 (略)	

新旧対照表

○衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例（平成 1 5 年 4 月 1 日衣浦東部広域連合条例第 1 6 号）（第 3 条関係）

新	旧
第 2 3 条（略） (1)・(2)（略） (3) 基準日前 1 月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件について<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたものの 第 2 4 条（略） (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件について、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 2 3 年法律第 1 3 1 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 3 項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2)（略） 2 （略） 3 （略） (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件について<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3)（略） 4 ～ 6 （略）	第 2 3 条（略） (1)・(2)（略） (3) 基準日前 1 月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件について<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたものの 第 2 4 条（略） (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件について、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 2 3 年法律第 1 3 1 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 3 項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2)（略） 2 （略） 3 （略） (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件について<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3)（略） 4 ～ 6 （略）

議員提出議案第 1 号

衣浦東部広域連合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、改正を行う必要があるため。

2 改正の概要

(1) 引用条項及び字句の改正（第 1 条関係）

(2) 懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されたことに伴う字句の改正（第 2 条関係）

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、2 (2) については、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

新旧対照表

○衣浦東部広域連合議会個人情報保護条例（令和 5 年 2 月 8 日衣浦東部広域連合条例第 6 号）（第 1 条関係）

新		旧
第 2 条（略）	第 2 条（略）	
2 ～ 9（略）	2 ～ 9（略）	
10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報をいう。	10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。	
11 ～ 13（略） （利用及び提供の制限等）	11 ～ 13（略） （利用及び提供の制限等）	
第 12 条（略）	第 12 条（略）	
2 ～ 4（略）	2 ～ 4（略）	
5 保有特定個人情報に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号まで及び第 29 条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。	5 保有特定個人情報に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号まで及び第 29 条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。	
(略)	(略)	
第 39 条 第 1 項 第 1 号	又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第 2 条第 10 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき	第 12 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
(略)	(略)	(略)

新	旧
(個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第 17 条 (略) 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1) 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは職員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。) (2) ・ (3) (略) 3 (略) (開示請求権) 第 18 条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第 27 条 (略) 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 24 条第 1 項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報に関する事項を定めること、当該議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1) ・ (2) (略) 3 議長は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見	(個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第 17 条 (略) 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1) 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは職員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。) (2) ・ (3) (略) 3 (略) (開示請求権) 第 18 条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第 49 条において「開示請求」という。)をすることができる。 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第 27 条 (略) 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 24 条第 1 項の決定に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1) ・ (2) (略) 3 議長は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見

新	旧
書を提出した場合において、第24条第1項の決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日とに少なくとも2週間の間に置き、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第46条において「反対意見書」という。）を提出した旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面に通知しなければならない。 (訂正請求権) 第32条 (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。 3 (略) (訂正請求の手続) 第33条 (略) 2 (略) 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (利用停止請求権) 第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報がある各号のいずれかに該当するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められていないときは、この限りでない。 (1)・(2) (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。 3 (略)	書を提出した場合において、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間の間に置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第46条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。 (訂正請求権) 第32条 (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。 3 (略) (訂正請求の手続) 第33条 (略) 2 (略) 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があるときは、訂正請求をした者（以下「この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (利用停止請求権) 第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報がある各号のいずれかに該当するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1)・(2) (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「この章及び第49条において「利用停止請求」という。）をすることができる。 3 (略)

新	旧
(利用停止請求の手続) 第40条 (略) 2 (略) 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (開示請求等をしようとする者に対する情報提供等) 第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等を行うとする者の利用を考慮した適切な措置を講ずるものとする。	(利用停止請求の手続) 第40条 (略) 2 (略) 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (開示請求等をしようとする者に対する情報提供等) 第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等を行うとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

新旧対照表

○衣浦東部広域連合議会個人情報保護条例（令和 5 年 2 月 8 日衣浦東部広域連合条例第 6 号）（第 2 条関係）

新	旧
第 6 章 罰則	第 6 章 罰則
第 5 4 条 職員若しくは職員であつた者、第 9 条第 2 項若しくは第 1 5 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。 第 5 5 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報 を 自 己 若 しくは 第 三 者 の 不 正 な 利 益 を 図 る 目 的 で 提 供 し、又 は 盗 用 したときは、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。	第 5 4 条 職員若しくは職員であつた者、第 9 条第 2 項若しくは第 1 5 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の<u>懲役</u>又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。 第 5 5 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報 を 自 己 若 しくは 第 三 者 の 不 正 な 利 益 を 図 る 目 的 で 提 供 し、又 は 盗 用 したときは、1 年以下の<u>懲役</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。
第 5 6 条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。	第 5 6 条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の<u>懲役</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。
第 5 7 条（略）	第 5 7 条（略）